

肢体不自由児の教育

手足や体が不自由な児童生徒の教育は、肢体不自由を対象とした特別支援学校や小・中・高等学校等で進めています。

特別支援学校には小学部、中学部及び高等部（一部を除く。）を設置しており、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、体の動きの改善や、コミュニケーションの力をはぐくむ自立活動を重視しています。

近年、障害の重度・重複化、多様化が進み、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しています。一人一人の教育的ニーズに応えるため、知的障害教育の指導内容を取り入れているほか、自立活動の指導を学校生活全体の中で行っています。

病弱児の教育

慢性の病気や体が弱いことにより、医療や生活の規制（健康状態の回復・改善を図るために、身体活動や食事など、生活上様々な配慮をすること。）を必要とする児童生徒の教育は、病弱・身体虚弱を対象とした特別支援学校や小・中学校等で進めています。

特別支援学校には、小学部及び中学部を設置しており、医療機関と連携を図りながら、小学校及び中学校に準ずる教育を行うとともに、健康状態の回復・改善のための自立活動の指導を行っています。

重複障害の児童生徒については、感覚・運動・言語などの指導を総合的に行っています。



中学部 生活単元学習「感じた春を絵で表現」（宇治支援学校）



高等部 作業学習（与謝の海支援学校）



中学部 特別活動「チャレンジタイム（ポッチャ）」（舞鶴支援学校）



病弱教育部 総合的な学習の時間（城陽支援学校）



病弱教育部 食育の授業（城陽支援学校）